



立教大学
RIKKYO UNIVERSITY

企業型DCにおける制度的対応 高齢期の資産形成を 後押しする仕組みの拡充に向けて

立教大学法学部 島村暁代

◆ 本調査でわかった課題

- 1) 老後のためにどの程度の額の資産を準備する必要があるか、具体的な金額を考えたことがない人が多い
- 2) 企業が用意する退職給付制度や定年・継続雇用・再雇用制度についてわからない人が多い
- 3) 資産運用に向けた取組みが活発ではない / 運用への関心が低い

◆問題意識：企業型DCとしてどのような制度的対応をする必要があるか？

DC法1条 「自主的な努力を支援」どう後押しすればよいか？

特に積極的ではない人へは？

現行制度やその運用における課題を検討したい

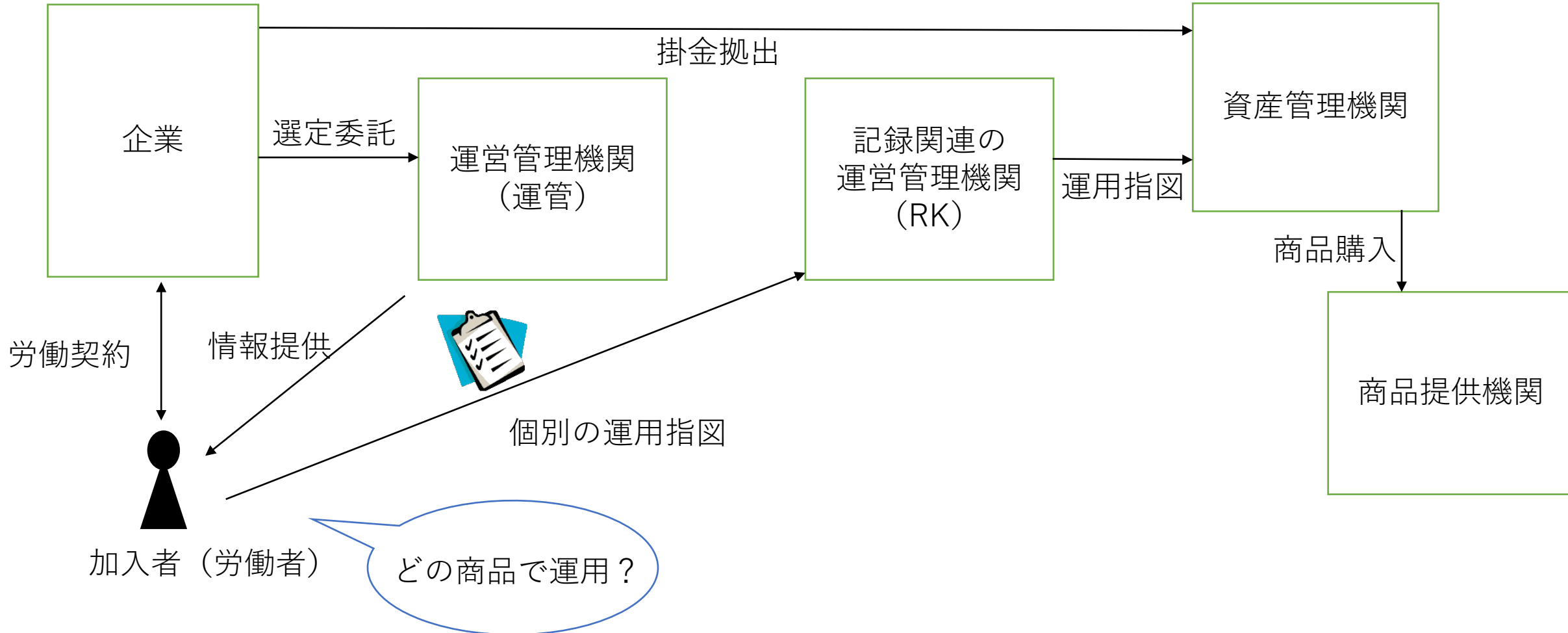
◆ 多数のプレイヤー 複雑な法律関係・・・

- ・ 制度運営
- ・ 掛金拠出
- ・ 5年ごと評価
- ・ 必要な措置
- ・ 投資教育

- ・ 運用商品の選定
- ・ 加入者への提示
- ・ 情報提供

- ・ 加入者等に関する事項の記録、保存、通知
- ・ 運用の指図のとりまとめ、通知
- ・ 給付を受ける権利の裁定

- ・ 掛金受入れ
- ・ 運用指図に基づく契約手続き
- ・ 給付金の支給
- ・ 資産の移受換



◆ 運用に積極的ではない人のための後押しとしてデフォルト商品規制 (DC法25条の2)

- ・ 導入するかは規約で労使が決定（任意）
 - ・ 特定期間を経過しても運用指図しないときにRKは「指定運用方法」を通知
 - ・ 猶予期間を経過しても運用指図しないときに「指定運用方法」での指図があったとみなす
⇒ デフォルトファンドでの運用のスタート
-
- ✓ 特定期間と猶予期間（最短で3か月半）は運用されなくてよいか？
暫定的な運用？
 - ✓ デフォルト商品設定の義務化？

◆ 運用に積極的ではない人のために選択を後押しする機関として AI・ロボアドバイザー？

スマートフォン等を介したアドバイス

いくつかの質問で好みやリスク許容度を把握、最適なポートフォリオを提案

・ 事業主や運管による特定の運用方法の推奨禁止（DC法43条、100条）

✓ 事業主や運管以外ならフリーハンドでよい？

・ 金融商品取引法による規制：投資顧問契約の助言に内閣総理大臣の登録必要（金商法2条8項11号、29条）

✓ DC法での規制は不要？

事業主が加入者等に対して第三者に運用の指図を委託するように勧めることは禁止する規制（DC法施行規則23条4号）との整合性？！

✓ AI・ロボアドバイザーをどう位置付けるのか？

加入者の利益を第一に考える中立的な立場であることをいかに担保できるかが課題

◆ 運管の変更

- ・ 事業主による5年ごとの運管評価（DC法7条4項、43条）

→ 対話による改善が求められ、運管の変更も可能

✓ もっとも、運管変更は難しい

- ・ 芋づる式の法律関係すべてに影響するから

- ・ 中途解約し、現金化が必要という取扱い

- ・ ・ ・ 加入者の被るデメリット大

Cf. 2020年改正で商品除外に関して新規購入分のみ停止を運管が選択可に

おわりに

主体的に運用できる人

← 情報提供・継続教育



運用に積極的に出来ない人 ← 制度的介入が必要

もっとも、制度的介入の幅を広げるほどに、本来あるべき理想の姿
— 自ら勉強して自らの判断で主体的に商品を選択して運用 —とは離れる・・・

それでいいか？

主体的に運用しない人が
増えることによる問題？



制度的介入を強化
して得られる利益？

理想と現実の間でどのような加入者を典型的な加入者像と捉えて
制度設計していくべきなのか？？？



立教大学
RIKKYO UNIVERSITY

ご清聴、ありがとうございました

島村暁代 shimamura@rikkyo.ac.jp
